

岩手町高齢者補聴器購入費助成金 申請に係る手引き

岩手町 福祉介護課

目次

I	岩手町高齢者補聴器購入費助成事業の概要について	
	1.事業の目的	・・・P1
	2.助成対象者	・・・P1
	3.助成対象費用	・・・P2
	4.助成金額	・・・P2
II	手続きについて	・・・P3
III	お問い合わせ先	・・・P5
IV	(参考)	
	岩手町高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱	・・・P6

Ⅰ 岩手町高齢者補聴器購入費助成事業の概要について

1. 事業の目的

この事業は、聴力の低下によって日常生活に支障をきたしている高齢者が、地域との交流や社会とのつながりを維持し、認知症やフレイルの進行を防ぐことを目的として実施するものです。

2. 助成対象者

次の①～⑤のすべてに当てはまる方が対象です。

- ① 65歳以上で町内に住所があり現に居住している
- ② 聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象ではない
- ③ 専門医の検査で両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、専門医から補聴器が必要と診断された方
- ④ 世帯全員に町税の滞納がないこと
- ⑤ 過去にこの助成又は他の制度の類似の助成を受けたことがないこと

3.助成対象費用

次の①～⑤のすべてに当てはまる補聴器本体の購入費用が対象となります。

- ① 高度管理医療機器又は管理医療機器認定を取得した補聴器
- ② 認定補聴器技能者※が調整を行った補聴器

※ 公益財団法人テクノエイド協会の認定を受け付与される認定補聴器技能者資格を有する者のこと。

なお、次の費用は対象となりません。

- ① 診察料及び検査料等の受診費用
- ② 補聴器の修理、保守、電池交換
- ③ 付属品のみでの購入等に係る費用
- ④ その他補聴器本体以外の費用

4.助成金額

助成金の額は、下記のどちらか小さい額となります。

- ① 補聴器購入費用（助成対象費用）
- ② 4万円

※ なお、千円未満は切り捨てとなります。

II 手続きについて

助成金の申請手続きについては以下の手順となります。

概要	手続きなど	備考
1 町への 事前確認 と申請書 等の入手	① 町の窓口、電話またはホームページで対象要件などを確認します。 ② 町の窓口やホームページにより次の書類を入手します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手町高齢者補聴器購入費助成金申請に係る手引き（本冊子） ・ 岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号） ・ 医師意見書（岩手町高齢者補聴器購入費助成申請用）（様式第2号） 	町の予算状況により、お待ちいただく場合があります。
2 耳鼻咽喉科の受診	③ 耳鼻咽喉科医を受診し、聴力検査を行い、 <u>助成の対象となる場合は、①で入手した「医師意見書（様式第2号）」に記入してもらいます</u> （両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で補聴器が必要と診断された方）。 ※ 診察料、証明料は自己負担となります。	受診に際しては医師に聞かれたときのため、この「手引き」をお持ちください。
3 補聴器販売店で 見積書の取得	④ 医師の意見書を入手したら、補聴器販売店で相談、試聴等を行い、購入する補聴器を決めて、その「見積書」をもらいます。 ※ 「見積書」には <u>申請者（補聴器が必要な方）の氏名・金額・補聴器の製品名（型番）の記載が必要</u> です。	

<p>Ⅳ 町に申請</p>	<p>⑤ 下記の申請書(ア)に必要事項を記入し、添付書類(イ)、(ウ)とともに町に提出します。</p> <p>(ア) 岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書 (様式第1号) (上記②で入手)</p> <p>(イ) 医師意見書 (様式第2号) (上記③で入手)</p> <p>(ウ) 見積書 (上記④で入手したもの)</p>	
<p>Ⅴ 交付決定</p>	<p>⑥ ⑤の申請書を町が審査し助成が決定されると、町より次の書類が交付されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書 (様式第3号) ・ 岩手町高齢者補聴器購入費助成金請求書 (様式第5号) 	<p>請求書 (様式第5号) は補聴器購入後の助成金の購入に使用します。</p>
<p>Ⅵ 補聴器購入</p>	<p>⑦ 上記の「交付決定通知書 (様式第3号)」が届いたら④の見積書の補聴器を購入します。</p> <p>※ 補聴器は必ず「交付決定通知書」が届いてから購入してください。<u>通知書が届く前の購入には助成金が支払われません。</u></p> <p>※ 補聴器は④の見積書の補聴器を購入してください。</p> <p>⑧ 購入の際、領収書をもらいます。</p> <p>※ 領収書が無いと助成金の請求ができないのでご注意ください。</p>	
<p>Ⅶ 助成金の請求</p>	<p>⑨ 次の書類をもって町に助成金を請求します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手町高齢者補聴器購入費助成金請求書 (様式第5号) ・ 補聴器購入の領収書 (⑧でもらったもの) 	
<p>Ⅷ 助成金の交付</p>	<p>⑩ 上記⑨の書類を確認後、町から指定の口座に助成金が振り込まれます。</p>	

Ⅲ お問い合わせ先

この手引きの内容及び事業に関するその他のご質問等につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

岩手町役場 福祉介護課 高齢者支援係 **【⑧番窓口】**

電話：0195-62-2111（内線 562・563）

FAX：0195-61-1160

E-mail：fukusi-2@town.iwate.iwate.jp

※ なお、申請書等の書類のファイルをご希望の場合は、岩手町ホームページでダウンロードまたは上記 E-mail アドレスまでご連絡下さい。

◎ **岩手町ホームページトップ画面の「ライフシーンから探す」**

↓

◎ **高齢者・介護**

↓

◎ **助成・手当**

↓

◎ **岩手町高齢者補聴器購入費助成事業**

Ⅳ（参考）岩手町高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

岩手町高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、高齢者の地域交流及び社会との繋がり の保持を支援し、認知症及びフレイルの進行予防に資するため、聴力機能の低下により日常生活に支障のある高齢者に対し、予算の範囲内において岩手町高齢者補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、岩手町助成金交付規則（昭和32年岩手町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、現に居住する満65歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15第4項の規定による聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象ではないこと。
- (3) 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、聴力低下のために日常生活に支障があり、耳鼻咽喉科の医師から補聴器装用の必要性を認める旨の書類を得ることができること。
- (4) 助成を受けることを希望する者が属する世帯の世帯構成員の全てに町税の滞納がないこと。
- (5) 過去にこの助成及び他の制度による助成又は助成を受けたことがないこと。

（対象費用）

第3 助成金の交付対象となる費用は、助成対象者が高度管理医療機器又は管理医療機器認定を取得した補聴器本体（以下「補聴器」という。）で、認定補聴器技能者（公益財団法人テクノエイド協会の認定を受け付与される認定補聴器技能者資格を有する者をいう。）が調整を行ったものの購入に係る費用（以下「購入費用」という。）とし、それ以外の診察料及び検査料等の受診費用並びに補聴器の修理、保守、電池交換及び付属品のための購入等に係る費用は除くものとする。

（助成金の額）

第4 助成金の額は、対象費用の額と4万円のいずれか低い額とする。ただし、助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（助成金の申請）

第5 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請書の提出の前日3月以内に作成された医師の意見書（様式第2号）

(2) 補聴器販売事業者が作成した見積書

(交付の決定)

第6 町長は、前の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第3号）により、助成金を交付すべきでないとしたときは岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補聴器の購入)

第7 前の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前の通知を受けた日から起算して3月以内に助成の対象となる補聴器を購入するものとする。

(助成金の請求等)

第8 交付決定者は、前の規定により補聴器を購入したときは、岩手町高齢者補聴器購入費助成金請求書（様式第5号）（以下「請求書」という。）に、当該補聴器の購入に係る領収書及び経費の内訳が分かる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は変更し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が助成金の交付が不相当であると認めたとき。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第5関係）

岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書

年 月 日

岩手町長 あて

高齢者補聴器購入に係る助成を受けたいので、岩手町高齢者補聴器購入費助成交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請に当たり、町が助成の決定のために必要な場合、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他決定に必要な資料について、各関係機関に調査、照会及び閲覧等を実施することを承諾します。

記

申請者氏名	
住 所	岩手町大字
生年月日	年 月 日（ 歳）
電話番号	
申請額	_____円
備考	

【添付書類】

- 岩手町高齢者補聴器購入費助成事業医師意見書
（申請書の提出日の前3カ月以内に作成されたもの）
- 補聴器販売事業者が作成した見積書

※ 補聴器は町による助成金交付決定後にご購入下さい。
交付決定前に購入した場合は助成対象とならないので、ご注意ください。

申請者 住 所
氏 名

岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記助成金について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

交 付 額	円	
補聴器利用者	氏 名	
	住 所	

年 月 日

岩手町長



- ※ 助成金請求の際にはこの決定通知書の写しを添付のこと。
- ※ 補聴器は町による助成金交付決定後にご購入下さい。交付決定前に購入した場合は助成対象とならないので、ご注意ください。
- ※ 申請の取りやめ、又は内容に変更が生じた場合は町にご連絡ください。

岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

岩手町長 印

先に申請がありました岩手町高齢者補聴器購入費助成金の交付については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

却下理由

教示事項

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、岩手町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、岩手町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において岩手町を代表するものは、岩手町長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第8関係）

岩手町高齢者補聴器購入費助成金請求書

年 月 日

岩手町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

岩手町高齢者補聴器購入費助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先口座

銀 行		信 用 金 庫		本・支店	
農 業 協 同 組 合					
口座種類	普通・当座	口座番号			
口座名義人	(フリガナ)				

添付書類

- 領収書及び経費の内訳が分かる書類
- 振込先口座の通帳又はキャッシュカードの口座番号及び口座名義人が記載されている箇所の写し